

**一般廃棄物処理施設整備・運営事業
第2回募集要項等に関する質問への回答（No22）**

**令和3年6月4日
（令和3年6月18日修正）**

能代山本広域市町村圏組合

一般廃棄物処理施設整備・運営事業 第2回募集要項等に関する質問への回答 (No22)

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
22	要求水準書 設計・建設業務編	175	第4章	第1節	3	(3)	イ			動線計画	<p>「・・・直接搬入車、許可業者については、受付（住所などの記載含む）、手数料の徴収を行う。」と記載されています。一方、「添付資料-14 搬入車両台数について」には、許可業者の区分がありません。許可業者は、添付資料-14の各表のどの区分に含まれているかと、その車種、台数をご教示ください。また、許可業者が、混載扱いの対象、直接搬入荷下ろしヤードの対象であるかをご教示ください。</p>	<p>前段について、許可業者は可燃ごみ、不燃ごみ・粗大ごみともに添付資料-14における直接搬入・民間に含まれています。台数は確認できておりません。また、車種については添付資料-13を参照してください。</p> <p>後段について、許可業者は不燃ごみと粗大ごみの組合せの混載扱い対象ですが、可燃ごみと他のごみの混載はありません。一方、直接搬入荷下ろしヤードの対象には含まれません。なお、許可業者の搬入ごみに関する現状は以下のとおりです。</p> <p>南部清掃工場：可燃ごみのみ搬入されることから、混載搬入なし 北部粗大ごみ処理工場：ほとんどが不燃ごみと粗大ごみの混載搬入</p>